出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和８年４月７日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（案）について、令和８年２月５日（木）から同年３月６日（金）まで御意見を募集したところ、５件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	受入機関が満たすべき基準をもっと厳しくするべきではないか。	・受入機関については、労働、社会保険等に関する法令を遵守すること等、特定技能雇用契約の適正な履行の確保のために定められた全分野共通の受入基準が定められています。本告示案は、これに上乗せして、清掃業務の監督や従事者の教育の体制等についての要件を定め

		るものであり、これにより適正な受入ができると考えております。 ・なお、本告示に定める要件の内容はすでに有識者会議で了解を得たものです。
２	安易に外国人労働者の受入拡大に走るべきではない。	特定技能制度においては、特定技能産業分野ごとに作成している分野別運用方針において、生産性の向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定しております。